

---

# 「少年事件における家庭裁判所の役割

## ～少年の健全育成を期して～

---

東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 西 野 吾 一

日本国憲法は昭和22年5月3日に施行され、憲法が基本的人権の保障を強くうたっていたことなどから、昭和24年1月1日に、「家庭に光を 少年に愛を」という標語の下、行政機関であった「少年審判所」と、地方裁判所の中に設置されていた「家事審判所」を統合して、家庭裁判所が設置され、少年法も同日施行されました。家庭裁判所には、「少年の健全な育成」と「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」を目的とする専門裁判所として、裁判官だけではなく、心理学、社会学等の行動科学の専門家である家庭裁判所調査官や医学の専門家である医務室のスタッフ等が備えられています。

少年法1条は、少年の性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分という教育的な処遇を行うことを目的として掲げており、家庭裁判所は、保護処分をすべきか否か、どのような保護処分が適切かについて、家庭裁判所調査官の科学的調査等を活用して判断しています。この背後には、少年は、人格的に未成熟で発達途上にあり、環境の影響を受けやすく、成人に比べると教育可能性（可塑性）に富んでいるという考え方があり、その妥当性は、家庭裁判所設置の当時（むしろそれ以前）から今日まで変わらないように思います。

しかし他方で、少年を取り巻く環境、社会情勢等は変化してきています。特に最近では、スマートフォンの普及に伴う社会のIT化・デジタル化が進み、SNSの利用を通じて、いわゆる「闇バイト」すなわち組織的な詐欺・強盗に加担したり、不適切な情報を入手した結果、薬物・性的非行に及ぶといった事案が増えており、中にはSNSの情報に埋没し、現実感覚を失って非行に至っているように見受けられる少年もいます。

家庭裁判所は、保護処分の要否を判断するための調査の過程で、少年に種々の教育的な働きかけをしています。先に述べた最近の傾向に対しては、学生ボランティアの協力も得てSNSの危険性について学習する機会を設けたり、誤った情報の影響を受けている少年には、医務室のスタッ

フが、医学的知見に基づく正しい知識を身に付けさせたり、現実感等を喪失している少年には、社会奉仕活動等を体験させるなどの働きかけを行っています。

今後も、社会環境・意識の変化や新しいテクノロジーの出現等により、様々な新しい課題が生じてくるでしょうが、変わるものと変わらないものを見極めて、少年の健全育成という変わらぬ目的を実現できるよう努めていきたいと思えます。